

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

再審法制度改正にあたり考慮すべき課題は多岐に渡るが、冤罪被害者の迅速な救済を可能にするため

1. 再審のためのすべての証拠の開示を制度化すること
 2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止すること
- を中心とする再審法改正を速やかに行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年9月13日

島根県邑南町議会議長 石橋 純二

（地方議会意見書提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣